

## 岩沼市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、政務活動費の使途の透明性の確保及び市民等への情報提供の充実を図るため、岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例（平成31年条例第8号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき、条例第8条に定める収支報告書及びその添付書類（以下「収支報告書等」という。）の岩沼市情報公開条例（平成10年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に基づく公開請求手続を経ることのない閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の対象等)

第2条 閲覧に供する資料は、条例第8条の規定により、議長に提出された収支報告書等の写し並びに政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は政務活動費の交付を受けた議員（以下、「経理責任者等」という。）が保存している収支報告書等の写しであって、条例第11条の規定により保存しているものに限る。ただし、情報公開条例第7条各号の規定に掲げる非開示情報を除くものとする。

(閲覧の開始時期)

第3条 条例第8条の規定により提出された前年度に係る収支報告書等は、条例第8条の規定による提出後、2月を経過した日の翌日（その日が、岩沼市の休日を定める条例（平成元年条例第36号）第1条第1項に規定する休日の場合は、その翌日）から閲覧に供する。

(閲覧の時間)

第4条 閲覧できる時間は、月曜日から金曜日まで（第3条の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

(閲覧場所)

第5条 閲覧場所は次に掲げる場所とする。

- (1) 議長への閲覧請求の場合は、議会事務局内とする。
- (2) 経理責任者等への閲覧請求の場合は、議員控室とする。

(閲覧方法等)

第6条 閲覧方法については、次に定めるとおりとする。

- (1) 議長に対する請求の場合

ア 収支報告書の閲覧を請求しようとする者は、岩沼市議会政務活動費収支報告

書等閲覧請求書（様式第1。以下「閲覧請求書」という。）に必要事項を記入の上、閲覧を希望する日の7日前までに議会事務局に提出するものとする。

イ 閲覧請求書に記載された収支報告書等の写しは、議会事務局内で、職員の立会いのもと閲覧に供する。

ウ 収支報告書等の写しの閲覧場所以外への持出しは、禁止する。

エ 収支報告書等の写しの複写の求めがあった際は、情報公開室で複写することとし、その作成に要する費用は、写し1枚につき10円とする。この場合において、当該費用は、情報公開室で支払うものとする。

オ 閲覧者は、収支報告書等の内容に関し質疑応答を求める場合は、岩沼市議会政務活動費収支報告書等に関する質問書（様式第2。以下「質問書」という。）を議会事務局宛て提出するものとする。

カ 議会事務局職員は、質問書を該当する経理責任者等に送付するものとする。

キ 質問書を受けた経理責任者等は、送付のあった日から起算して7日以内に岩沼市議会政務活動費収支報告書等に関する質問事項回答書（様式第3。以下「回答書」という。）を議会事務局へ提出するものとする。

ク 議会事務局は、回答書の提出があったときは、内容を確認の上、請求した閲覧者へ回答書の内容を伝達するものとする。写しの手交を要するときは、エの規定に順じるものとする。

## (2) 経理責任者等に対する請求の場合

ア 収支報告書の閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書に必要事項を記入の上、閲覧を希望する日の7日前までに経理責任者等に提出するものとする。

イ 閲覧請求書に記載された収支報告書等の写しは、議員控室で経理責任者等の立会いのもと閲覧に供する。

ウ 収支報告書等の写しの閲覧場所以外への持出しは、禁止する。

エ 収支報告書等の写しの複写の求めがあった場合は、第1号エの規定に順じるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

様式第 1

年 月 日

岩沼市議会議長

殿

請求者 氏 名

住 所

連絡先

〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者  
の氏名、事務所又は事業所の所在地〕

岩沼市議会政務活動費収支報告書等閲覧請求書

次のとおり政務活動費収支報告書の閲覧を請求します。

閱 覧 希 望 日	年 月 日 ( )	
閱 覧 を 請 求 す る 収 支 報 告 書	年度	年度
	区分	<input type="checkbox"/> 全ての会派及び議員  <input type="checkbox"/> 次の会派又は議員 〔 〕

注：各欄を記入し、該当する区分の□にチェックしてください。

様式第2

岩沼市議会政務活動費収支報告書等に関する質問書

番号	該当する会派名 又は議員氏名	質問内容	備考
1			
2			
3			
4			

※ この質問事項は、該当する会派の経理責任者又は議員に送付し、回答を得ること  
としているので、後日回答します。

様式第 3

岩沼市議会政務活動費収支報告書等に関する質問事項回答書

経理責任者又は政務活動費交付議員氏名 ( )

番号	質問内容	回 答	備 考
1			
2			
3			
4			

※ 経理責任者又は政務活動費交付議員は、質問事項の送付を受けた日から起算して7日以内に議会事務局へ送付してください。